

2025年2月17日

内閣総理大臣 石破 茂 殿
内閣官房長官 林 芳正 殿

公務労組連絡会
議長 桜井 眞吾

労働基本権回復など公務員制度等に関する要求書

1948年、占領軍司令官マッカーサーからの書簡を受けた日本政府が発した政令201号により、公務員の労働基本権が大きく制限されてから77年が経過しました。労働基本権制約の唯一の代償措置として人事院勧告制度が設けられてきましたが、民間賃金調査における比較企業規模の切り下げや我々の「緊急勧告」要求への不誠実な対応にみられるように、制度の根幹である情勢適応原則が政府・人事院の意向で恣意的に運用されている実態があります。その結果、公務員労働の賃金を抑制するだけでなく、民間も含めた日本全体の賃金水準を押し下げる役割を果たしてきたとさえ言えます。

賃金だけでなく労働時間や勤務地など重要な労働条件さえ使用者の判断で一方向的に決定される現行制度は、公務職場の魅力を著しく低下させており、採用試験の申込者数が長期的な減少傾向にあることも当然です。

また、労働条件の監督・指導、不当労働行為に対する是正、処分に対する不服申し立てなど、労働者保護の制度が極めて不十分であり、これまでも多くの公務労働者の権利が踏みにじられてきました。

労働基本権をめぐるのは、ILOから再三にわたって是正勧告を受けているにもかかわらず、具体的協議さえも行われていません。労働基本権回復にむけた協議を早期に実施するべきです。以上をふまえ、政府として以下の要求に対し、誠意ある回答とその実現にむけた対応を強く求めます。

記

1. 日本国憲法第28条に則った基本的人権として、ILO勧告等の国際基準に沿った労働基本権の全面的な回復を実現すること。
2. 公正・中立・民主的な公務員制度を確立すること。当面は、(国民的な議論を保障し、)自律的労使関係制度の早期確立に向けて労働組合との協議を開始すること。
3. 労働組合の団結権と団体自治を破壊する組織介入、不当労働行為のすべてを排除すること。
4. すべての公務員の団結権を保障し、団体自治に違反する「職員団体の登録制度」を廃止するとともに、非現業以外の労働者も加入できる単一労働組合の設立を可能とすること。
5. 管理職員の範囲は、労働組合法に準じたものとし、労働組合が自主的に組合員の範囲を決定できるようにすること。

6. 「公務における団結権の保護及び雇用条件の決定のための手続に関する条約」(ILO 第 151 号条約)を批准すること。
7. 職員団体のための職員の行為の制限(国家公務員法第108条の6)を廃止すること。
8. 公務員の政治的行為の制限を抜本的に見直し、日本国憲法で保障された市民的・政治的権利を保障すること。
9. 中立・公正な行財政・司法を確立するために、公務員の身分保障を形骸化させないこと。
10. 採用試験区分に基づく人事管理上の差別を撤廃し、採用資格にとらわれない登用を図ること。
11. 人事評価制度は、中・長期的な人材育成と適材適所の人事配置に活用するため、抜本的に見直すこと。当面は、以下の措置を実現すること。
 - ① 評価結果は全面開示とすること。
 - ② 短期の評価結果を賃金等の決定に直接反映しないこと。
 - ③ 苦情処理システムに労働組合の関与を保障するとともに、職員が利用しやすい環境を整備すること。
12. 公務労働者の基本的人権を侵害する特定秘密保護法を廃止すること。当面は、「適正評価」によるプライバシーの侵害や差別を防止すること。
13. 分限・懲戒処分は、その基準を労使協議により明確化するとともに、あらゆる段階で職員と労働組合の参加を保障すること。

以 上